

食安検発第0531001号
平成19年5月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

セミカルバジドに係る食品衛生法違反物件について

標記について、平成19年5月30日付け食安輸発第0530001号「ニトロフラン類に係る検査命令の実施について」にて通知されたところですが、当該通知中、別途当室より示すとしている書面については、別紙のとおりとするので関係輸入者に対し、改正内容を説明した上で交付するようよろしくお願いします。

(別 紙)

第 号
平成19年5月31日

殿

検 疫 所 長

食品衛生法違反とされた貨物について

下記の物件については、食品衛生法第11条に違反しているとして、平成 年
月 日付け 第 号にて通知したところです。

今般、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第 号）により、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本日施行されたことにより、下記物件については、食品衛生法違反に該当しなくなったので連絡します。

なお、今後、下記物件を輸入しようとする場合には、貨物の保管場所を管轄する
検疫所の窓口に御連絡下さい。

記

- 1 品 名
- 2 届出数量及び重量
- 3 違反数量及び重量
- 4 届出受付番号